

お金にまつわる
書類のお話
～転ばぬ先の杖～



「この世の中で一番大切なものは何ですか」と問われて、まず第一に「お金」と答える人は案外少ないかもしれません。お金のことを口に出すと恥ずかしいとか人から卑しいと思われるかもしれない感じで、まずは「家族」とか「恋人」とかお金以外のものをあげる人が多いのではないでしょう。しかし、人はこの世に生を享けた時から、生きていく為にお金が欠かせないということが現実であり、武士は食わねど高楊枝とか言って、或いは仙人の様にかすみを食べては生きていません。そこで、生活の糧を買うお金をを得るために、就職して給料をもらうか、自営してお金を稼がなければならないし、足りなければお金を借りるか、それも出来なければ生活保護を受けなければなりません。一方、幸いにも大金持ちの家に生れた恵まれた人であってもその家のお金を守って子孫に引き継いでいかなければなりません。お金がない人でも大金持ちにとつても、この世の中にお金が存在する限り、これにまつわる悩みごとが無くなることが

はまゆう

● 第30号 ●

編集・発行
神奈川県行政書士会
横須賀・三浦支部



お金にまつわる問題
の多くも「お金にまつわる問題」ということになるのであります。

「お金にまつわる問題」の代表的なものとして、お金の貸借の問題（例えれば貸したお金を返してくれないとか、反対に、借りたお金を返せないなど）があります。この様な相談を受けた場合、容易に解決が出来そうな事案であります。この様な相談を受けた場合、容易に解決が出来そうな事案であることもありますが、きちんととした書類が残っていないので証明が出来ないので解決が困難と予想される事案が少なくないのです。例えば、しつかりした借用書などを作っておいたら解決のしようがあつたのにと悔やまれる事案が珍しくありません。

一緒に 終活を考えませんか？



秋澤 達夫

終活とは近年マスコミによつて作られた造語で、【残りの人生をより良く締めくるため、事前に準備できることを行う活動のこと】です。当講座では、①相続の基礎知識、②相続財産表のまとめ、③遺言の書き方、④エンディングノートの作り方（自分についてお話をさせていただければ幸いです）。

各項目が重いテーマであり、ともすれば暗くなりがちなのですが、グループディスカッション・多くの事例研究、はたまた私の失敗談などもお伝えしながら、共に語り合い、共に笑い合い、相続の心構えを持つていただければ、知恵を絞っています。受講生の方々とお気持ちが繋がり、さあこれからというところで、毎回最終回になつてしまいますが、この活動が広がり、現在では相続・遺言・契約は私の行政書士人生の中でも一・二を争うほどの生きがいが感じられ、末永くライフワークにしたいと願っているこの頃です。

久里浜ペリー公園の近くに事務所を開いて十年が経ちました。当初はお知合いの方もなく、金谷港へ行き来するフェリー眺めて過ごす日々でしたが、だんだんと地域でご縁が広がり、現在では相続・遺言・契約を専門分野としてご相談をいただいています。

また、二年前より横須賀市内の老人



これからも地域を大切にしながら、我々神奈川県行政書士会横須賀・三浦支部は活動の場を広げていきますので、読者の皆様、【身近な法律家・行政書士】を何なりとご活用ください。

増井 裕美子

女性よ! 身近などこから大志を抱け!



アラサー、アラフォー、巷には女性に光を当てた言葉がゆきかっています。この言葉に潜む深い意味はひとまず今は素通りするとして（笑）、これらは、女性が経済活動にかかわっていることの表れだと思います。

少し身の上話を。企業に入り、結婚・出産を経て、社会復帰へ！と歩んできた私ですが、家庭を抱えつづくには、残業が当たり前の会社ではどこかに犠牲が及びます。

このような悩みを持ち、家庭に入る女性は多いのではないか？また会社で頑張っていても、そのポジションに悩まる方もいるのではないか？

そんな時、ほんのちょっとご自分の得意なことを思い浮かべてみてください。お料理、裁縫、片付け、こんな身近なことも、その線をずっと伸ばしてみると、レストランや喫茶店、洋服リフロー



ム、ハウスクリーーニングや収納アドバイザー、これって立派な職業ですね。私の場合は、会社で担当した業務が法務だったので行政書士という道につながりました。

ただ、どう始めていいかわからないことがほとんどだと思います。このようない時に活用するのが行政書士です。いわば、仕事立ち上げのコンシエルジュ。必要な手続きやどのような段階を踏めばいいのかをお伝えします。

一歩踏み出すと、またそこに道が現れます。大変な道もあれば、スマートな道もあります。

「元始女性は太陽であった。」女性が活き活きと活躍する三浦半島を目指して！

小川 興子

子供の作文に著作権？



みなさんには著作権を知っていますか。著作権は自分の作品を他人に勝手に使用されない権利で、著作権法という法律に登場する権利です。今日は、どんな作品に著作権があるのかというお話をしたいと思います。

まず、みなさんによく考えてみて欲しいのですが、子どもの書いた作文に著作権はあると思いますか？著作権法の保護を受ける作品は、著作権法の定義する著作物でなければなりません。著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（著作権法第2条①）」です。作文は、自分の考え方や感じたことを、自分の言葉で表現したものであって、文芸に属するものなので著作物といえます。

次に著作権法第6条①に、「日本国民の著作物」はこの法律による保護を受けるとなつております。大変な道もあれば、スマートな道もあります。

最後に、著作権は特許権や商標権と異なり、権利を取得するのに申請・登録などの手続をする必要はなく、著作物が創作された時点で自動的に与えられます。以上のことにより、子どもの書いた作文に著作権はあると言えます。

今日は、子どもの書いた作文を例に、どんな作品に著作権があるのかをお話させていただきました。覚えて欲しいポイントは①作品が著作権法の定義する著作物に該当するのか、②大人か子どもか、アマチュアかプロか、誰が作成したのかは関係ないとということ、③権利の取得に手続きは必要ないということです。これらのことを探ると、私たちがこれまでの人生でも、気付かなかったことに多くの著作権によって保護される著作物を作ってきたのだということが分かります。著作権を身近に感じて、少しでも興味をもつていただけたら嬉しいです。

中村 勝晃

【解説】
秋の七草、行政書士の七業務。このゆとり、見習いたいですね。さて、一句目の「設立」は法人設立、二句目の「経審」は経営事項審査、七句目の「産廃」は産業廃棄物処理業の略です。
(編集部)

註 このように優雅に業務を行いたいものです。

荒木 啓介

するもの（著作権法第2条①）です。作文は、自分の考え方や感じたことを、自分の言葉で表現したものであって、文芸に属するものなので著作物といえます。



行政書士 中間考

一 令和の通知を釧路にて聞きし日は日航機事故後、晚秋なり。

二 駆け出しの書士には不安と追求の交錯する日々の連続にして

三 支部長時、心通わせし他支部長の

四 相談を受けし事項を解決し依頼主の笑顔に達成感湧く

五 果てしなき業務に挑み真鍛の勝負を繰り二十八年

六 計報聞くたび胸を痛むる

七 産廃の車にさきよう贈りけり

八 設立を終えて眺むるおみなし

九 受理されし経審の帰途の萩の花

十 おばな見て、宅建申請に急ぐ朝

十一 四車庫証明渡す片手にふじばかま

十二 五契約書とともになでしこ渡しきり

十三 六相続の内訳をきく窓に「くず」

十四 七産廃の車にさきよう贈りけり

十五 花業務



知って得する基礎講座 遺言の書き方 相続のしかた

笹渕 昌雄



日頃、行政書士として遺言・相続の業務に従事しております。その中から、一般市民の方が知りたいと役立つと考えられる基本的なことについて少しく述べることにします。

◆遺言を書いておいた方が良い人

- ・子供がない
- ・推定相続人がいない天涯孤独である
- ・財産が多く相続人の数も多い
- ・配偶者に多く相続させたい
- ・老身の介護に尽くしてくれた嫁に遺したい
- ・再婚で、先妻、後妻ともに子供がいる
- ・正妻とは別に事実婚状態の人がいる
- ・自営業者や農家である などなど

◆遺言書を書けない（作れない）人

- ・15歳未満
- ・事理弁識能力の無い人（認知症の方）

◆自筆証書遺言と公正証書遺言の違い

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成	自分で書く	公証人
証人	不要	2人必要
費用	かからない	必要
保管	自分、相続人	自分、公証役場
相続発生	家裁で検認	そのまま執行

◆自筆証書遺言の絶対要件

次の要件を欠く遺言書は無効となることがありますので、くれぐれも要注意です。

- ① 自筆であること。（本人手書き）
- ② 内容が具体的であること。（抽象的はダメ）
- ③ 作成年月日が記載されていること。
- ④ 氏名の署名があること。
- ⑤ 撤印があること。（印鑑は認印でも可）

◆遺言書の落し穴（避けた方が良いこと）

- ① 遺留分を侵害する内容は避けたほうがよい。遺留分を侵害する遺言書は、その後の相続のときに「争族」の元にもなり兼ねない。
- ② 不動産（土地、建物）を共有状態にする。
- ③ 土地と、その上にある建物を別々の人に相続させる。
- ④ 何分の1という決め方をする。
- ⑤ 婚外子の認知、相続人の廃除、保険金受取人の変更（これらは後でもめる元）

◆遺留分とは何か

法律（民法）上で、保障されている相続人の取り分。請求（権利を主張）をすれば、この分だけは相続人に確保されます。（請求しなければ確保されませんし、請求権は1年で消滅時効にかかります。）

- ・配偶者と子が相続人の場合：遺産の1/2
- ・直系尊属のみが相続人の場合：遺産の1/3
- ・兄弟姉妹には遺留分はありません。

◆ある方が亡くなった時に遺族が困ること

- ・遺産は何が有るのか分からぬ（借金が不明なのは特に困る）
- ・それが、何処にあるのか分からぬ。
- *そのためにも、遺族のために具体的に書いた遺言書を残してあげるのは効果的。
- *せめてメモだけでも残してあげる。
- ・預貯金の口座が閉鎖凍結されて引き出しきず、葬儀関係費用の工面に苦慮する。
- ・遺族の中に消息不明の人がいる。

◆相続手続きの段取り（期限）

- ・7日以内：死亡の届出
- ・3ヶ月以内：相続放棄、限定承認の申立て（家庭裁判所）
- ・4ヶ月以内：準確定申告（税務署）
- ・10ヶ月以内：相続税の申告（税務署）

◆遺産となるもの

- ・現預金、不動産、株券
- ・借地権、借家権、使用貸借権
- ・損害賠償請求権
- ・借金、住宅ローン、保証債務 など



◆遺産とはならないもの

- ・受取人指定の生命保険金
- ・勤務先からの死亡退職金、弔慰金
- ・香典
- ・祭祀用具、仏壇仏具、墓、墓地
- ・少額の装身具 など



◆遺産はどう評価するのか

- ・現預金や借金：死亡日現在の残高
- ・土地：路線価、市場価格
- ・建物：固定資産税評価額

◆相続税の非課税枠について

次の額までは相続税はかかりません。

- ・現在の基礎控除額
5,000万円+1,000万円×法定相続人数
- ・生命保険金と死亡退職金はいずれも
500万円×法定相続人数
- ・配偶者相続の軽減措置（特例）
法定相続分または1億6,000万円まで
平成27年1月から基礎控除額が
3,000万円+600万円×法定相続人数
に改正されます。

◆遺産を相続人の間でどう分けるか

- ・相続人の間で協議して合意すれば、いかのような分け方（相続のしかた）でも可です。
- ・合意できない場合は、次の法定相続分という取り決めがあります。
- ・それでも合意できない場合は、最終的には裁判手続によることとなります。

◆法定相続人と法定相続分

配偶者は常に相続人となる

- ・配偶者と子が相続の場合 1/2 : 1/2
- ・配偶者と実親が相続の場合 2/3 : 1/3
- ・配偶者と兄弟が相続の場合 3/4 : 1/4

◆遺産のわけ方（遺産分割）のしかた

- ・現物分割
遺産現物を、相続人の間で話し合って適宜に分割取得する方法。
- ・代償分割
遺産が不動産1,000万円だけ。相続人はA B Cの兄弟3人で分けようが無く、かつ共有にもしたく無い場合に、Aひとりで不動産全部を取得し、Aの自己所有資金の中からBとCそれぞれに相続相当分の333万円の現金を渡す方法。

- ・換価分割
上記不動産を売却し、売却代金の中から売却に要した諸費用を控除した残金を3等分して取得する方法。

◆相続手続きのときを作る書類

- ① 相続関係説明図
被相続人（亡くなった方）と、相続人との関係図（家系図のようなもの）
- ② 遺産分割協議書
相続人の間で協議して決めた遺産の分け方を記載した書面（相続人各人が実印押印し、印鑑証明書を添付する）

◆相続（遺産の名義変更）手続きに必要な物

金融機関（銀行、郵便局、証券会社など）での預貯金等の解約、法務局での不動産所有権移転登記手続き等には、①『遺言書』または②『遺産分割協議書』のいずれかが必要になります。

❖ 相続・遺言に関して気になることがある場合は、お気軽に近くの行政書士にお問合せください。❖

**～昭和からの伝～
事実は小説よりも奇なり、と言うが**

油蟬の合唱を破り社長のベンツが庭に入ってきた。工務店の社長は直ぐ切り出した。「お得意先の頼みだが亡夫名義の土地家屋を、奥様名義に変えてやって下さい」。言い終わると直ぐに当の客の家へ案内してくれ奥様に紹介してくれた。話は世間話から徐々に核心に入った。いま此處で車椅子に乗つていらっしゃる奥様が本件の依頼者であり、昔従軍看護婦として中国大陆へ白衣の出陣をされた方だと言うことを知った。「味方の兵の上のみか、言も通わぬあだ迄も、いとねんごろに看護する、心の色は赤十字」この婦人従軍歌を口ずさみながら、純粹な心でお国に尽くしただろう彼女の青春を思うと、艦上で戦つた身に染み着いていた戦友愛がぱっと燃え上がつた。

彼女は議題となるべき物件の話を始めた。不動産は店舗一軒、木造瓦葺二階建一軒、五十坪の宅地一筆と解つた。彼女は再婚だということ、亡き先妻に一人息子が存在していたことも解つた。これはこじれると直感した。考えているほど簡単には進みませんよ、と奥様に申し上げた。「不動産は全部お前のものだ」と常日頃夫が言つていた言葉の実現が今私の願です、と奥様はおっしゃった。最後の拠り所に総てをかけている姿に憐憫の情を禁じ得ず、この件は是非とも成功して欲しいと願う私の期待は決意に変わつた。「奥様、私は無料でお手伝いさせて頂きま

す。登記費用は司法書士に支払つて下さい」と申し上げたら、一瞬怪訝な顔をして私を見つめていた。戦闘で学んだ成功、失敗、人助け、皆お天道様に入つてきた。工務店の社長は直ぐ様に成否は先妻の息子との話し合いが決め手だ、とわかつた。奥様が委任状を書いて下されば私が直接先方様へ伺いますが、と申し上げた。昔気質の彼女は「徒で仕事をしてくれる人なんていふわけがない。やっぱり徒だ」という貴方にや頼まないよ」と言い始めた。物騒な世の中で諸々を警戒するのも宜なかなと思ったので、秘めたる本心を吐露した。「顧みれば奥様と私は戦友です。二人とも運よく戦地から生還したが奥様は今病で苦しんでいらっしゃる。戦友の苦しみを見て見ぬふりはできません。苦しい時こそ助け合つて戦うという信念が私の魂の中にはまだ生きています」と申し上げた。彼女は眼をきゅっと見開いた。不信は少し和らいだかの空気を感じたので作業に入つた。

先妻の息子は大会社の取締役をしていると言う。夜、ご自宅へ電話し概略を聞いて頂いた後お会いして頂きたい旨御願いした。二日後の午後一時品川駅で会つて下さるとの快諾を戴いた。初対面でも互いが求める執念は一つ、相続問題は何方も厳しいのが相場だ。あれ幸先がよいと思つた。先方様ご聴きに心伝心か直ぐに駅の改札口で確認し

翌々日、試験当日のよう緊張した

気持で受話器の側に立つた。午前八時びつたりにベルが鳴つた。「相続分は放棄します」という有難いお言葉を戴き、興奮の余り不安は吹つ飛んでしまつた。一人の命を救うお手伝いが

ができる奇病に取りつかれ療養しています。悪臭のため大部屋への入院はできません。放置すると死にいたります。入院費用がかかります。今までの入院で彼女の蓄えは底をつきました。いまや経済的には絶望的な孤独です。万策書いて下されば私は直接先方様へ伺いますが、と申し上げた。「貴方の費用がかかる使命と受け止めたからだ。本件の成否は先妻の息子との話し合いが決め手だ、とわかつた。奥様が委任状を書いて下されば私が直接先方様へ伺いますが、と申し上げた。昔気質の彼女は「徒で仕事をしてくれる人なんていふわけがない。やっぱり徒だ」という貴方にや頼まないよ」と言い始めた。物騒な世の中で諸々を警戒するのも宜なかなと思ったので、秘めたる本心を吐露した。「顧みれば奥様と私は戦友です。二人とも運よく戦地から生還したが奥様は今病で苦しんでいらっしゃる。戦友の苦しみを見て見ぬふりはできません。苦しい時こそ助け合つて戦うという信念が私の魂の中にはまだ生きています」と申し上げた。彼女は眼をきゅっと見開いた。不信は少し和らいだかの空気を感じたので作業に入つた。

先妻の息子は大会社の取締役をしていると言つた。「でもね、お金は邪魔になりませんからね。然し貴方の話はわかりました。私にも家族がいますから相談する時間を一日だけ下さい。明後日の朝、貴方に電話で結論をお知らせします」と。靄に包まれたような不安を抱かざながら帰路に着いた。

翌々日、試験当日のよう緊張した読者の批判を恐れずに記述した。「心の色は赤十字」人様に尽くすのが私の行政書士人生であった。善きにつけ悪しきにつけ昭和は巨大な存在だった。昭和の精神文化に生きた人々は昭和を追うように消えてゆくのだ。ただ消えてゆくだけだ。



萩原 近造

～地元の行政書士による～
覚えて使おう！ わかりやすい三崎弁の手引き

三崎弁の会話・相続編

結局、自宅土地建物は母が、漁船漁網等漁師道具は長男が相続し、次男には母から代償金を支払うことで一同同意した。父は預金をほとんど残さなかつた。これぞ三崎の漁師である。

次男「ところで兄貴、パンコソナンなんか触つた事もないつってたのに、よくこんな書類作れたな」
長男「行政書士さんに頼んだに決まってんじょんよ。おめも相談してみやせよー、離婚のこととかよ。」
次男「兄貴。。。どうしてそれを。。。」

用例

あーにい【感】	(否定の意) いいえ
うつちやる【動】	捨てる
うんめる【形・副】	多い、たくさん
おっぺす【動】	押す
おめっちゃあ【代】	あなた達
かっぽる【動】	放る、捨てる
くれてえほ【名】	食いしん坊
けえらっせー【動】	下さい
けつたりー【動】	疲れた
しとる【動】	湿る
しゃんねえ【形】	仕方ない
ずつなしもん【名】	馬鹿者、怠け者
せいはち【名】	(昆虫) ゴキブリ
だんべじえんよー【動+助動+助】	【動+助動+助】
ですね	ですね
でれすけ【形・名】	だらしのないや
またばその人	またばその人
はがち【名】	(節足動物) ムカデ
ぼっこす【動】	壊す
みずれえ【形】	みつともない

二崎弁单語集

あーにい	[感]	いいえ
うつちやる	[動]	捨てる
うんぬろ	[形・副]	多い、たくさん
おっぺす	[動]	押しす

(いや、たくさんあるんですよ。勿体ないのです。)
B : ちやー、いのくれてえほがー。
(まあ、食いしん坊ですね)
A : がつじょばーー! がりぱりしやんだー。
(なんですかーー捨てるもよ)

「コウで、付かなければミサキです。この辺のところがよも者はよく分かつてないですね。あるとき、『ミサキのマグロおいしい!』なんて、グルメレポーターが言つてゐるのを、『ミサキ』の発音が違うといってテレビ局に抗議の電話をしたおばさんがいましたよ。」

A : はなんですか
B : しゃんねえじょん、けつたりーだもんよー

(仕方ないではないですか。疲れて
しるのです。)

A : ちつとね、ペーストはまだいいやーえー
(ちよひどく押しこじただけませんか)

B : わやつ、いのむかえぐ、ひとつてんじや
るよー、ちつともやつてんじやく
(あれ、いのお煎餅、温風してますね。
捨ててしまいなさー)

A : あーにー、うんぬのあんだが、ちつ

「カイトじやないです。カイトです
よ（海外）」「字で書いても肝心な発音が伝わらないんですね。それではミサキ（ミ崎）はなんて読みますか？」
よそ者「ミサキ」

【用例】の後半ではとてもセ「いやり」とりが続くが、決して三崎の方々の気質をあらわしたものではないので、「承願したい。」
さて三崎弁を使うにあたっては、アクセントの位置に注意を払う必要があるという。
以下は、よそ者（私）が生糸の三崎人に三崎弁の熱い講義を受けたときのやり取りである。

三崎の人「基本的に」、いわゆる漁師言葉ですね、三崎弁というのは。でも三浦市の中でも、横須賀市に近い農村地帯はまた別の言葉なんですよ。全然分かんないです。例えば初声とかト浦とかの農業地域。



高校の友達に初声の農家の娘がいたんですけど、なにしゃべってんのか全然わからなかつたですよ、ハナシ通じないですよ。」
よそ者「え? そんなに言葉が違うんで

すか?】

横須賀の人「いや、初めて聞いた。」
三崎の人「あと、『おつべす』は横須賀
でも言いますよね。」
横須賀の人「言う。『おつべす』はねえ、
上の世代の人が使う。」

三崎の人「これは三浦と横須賀だけみたいですね。横浜の人は知らなかつたです。三浦と横須賀で共通して

よそ者「先生が今話している言葉も共通語ですね。でも別に故郷を離れ

て住んでらるわけぢやない では、
いつ（三崎弁を） 使つんだろ？ いつ
て思つのですが。」

よそ者「使わない?」

もじろがって使う。」

三崎の人「お年寄りは、自然に使つてます。」

よれ者「じゃ、(三崎弁は)お年寄り」

「どうにかなった？」
「ですか？」

三崎の人「あと漁師の人とか。うちの親は漁師じゃないのでそんなに使い

ませんが、お年寄り連中がしゃべつ
てれば、使います。」

(ここ)で話は名論に入り、生糸の横須賀人が登場する。)

よそ者「次に、"あー"に"ご"といつ囁葉

三崎の人「やつぱり文字」に書くだけじゃ
分かんないです、発音がね。あー・
にい」です。うんめろ」は多いと
ですけど」



A cartoon illustration of a brown cockroach with a segmented body, six legs, and two antennae. It is standing on its hind legs, facing forward with its front legs slightly apart.

みんなのものは、だれのもの？

市民活動といえばボランティアや町内会の活動などがその代表的なものとして挙げられます。みなさんも一度はそういうふた活動に関わった、あるいは関わりたいと思った経験があるでしょう。市民活動とはこの場合「ある一定の目的をもつた人々が寄り集まり、ボランティア等の活動を協力および団結して行うこと」です。そうすることによって一人では出すことができない大きな力が發揮できるのです。

もつとも、市民活動などと堅い言葉を使わなくとも、もともと日本人の心の根底には古来から「力を合わせる・助け合う」といった団結精神があるよう思います。先の東日本大震災の際にも、日本人の精神の自然の発露として「人と人が協力し合い、助け合う姿」が随所にみられました。現代ではとかく市民活動やボランティア活動という言葉が先行しがちですが、お互いが社会生活の一員として協力し合うことは日本人には本来とても自然でなじみやすい行動なのだと思います。

しかしこのように、人が互いに協力して一定の目的をもつた活動をする場合に、それが市民活動であろうと営利活動であろうと、現代においてはどうしても問題となることがあります。それは、これら「みんなの活動」のなかで、権利や義務、責任は誰にあるか、とい



そこで「法人格」というものが非常に重要な意味を持つて登場します。ではそもそも法人格とは一体何でしょうか。簡単に言えば、法律が人間以外の存在に人である資格をもたせる、という意味になります。ここでは「人の集団（団体）」という目には見えないものに対し、法律上これを人並みの存在とみなして権利を与え義務を負わせるのです。

人々がお金を出し合い、何らかの活動をする場合に、その出し合ったお金の所有権は誰にあるのでしょうか？また活動をするために借りた事務所や、買った不動産の名義は誰にすべきでしょうか？

だからといって、銀行口座や不動産の登記を代表者個人の名義にしていたら、万が一、代表者が不慮の事故等で亡くなってしまったときに、その財産は団体とは無関係な代表者の子供などに相続財産として承継されてしまうかもしれません。これでは、せっかくの活動に支障が出てしまうおそれがあり、経営的にも不安定な状態であると

いえるでしょう。

ここで、その団体が法人格を取得すれば、団体が一種の「人」とみなされ、団体名義の銀行口座を開設したり、団体名義の不動産登記をしたりすることができます。つまり、個々の構成員が変わつても、みんなの財産はその実態のとおりに団体名義の財産としておくことができるのです。団体に法人格を持たせることの最大の意義はここのことにあるといえるでしょう。

このように、法人格とは誠に便利なものですが、我々が勝手に付与できるものではありません。法律の定めに従い一定の手続を経ることが必要です。法人の種類は多岐にわたり、市民活動であればNPO法人、営利を目的とした活動であれば株式会社、ほかにも団法人や財団法人、社会福祉法人といったように、目的に応じてどの法人にするかを選択できます。

行政書士は法人設立のエキスパートとして、いつでもご相談に応じることができます。

どうぞお気軽にお問い合わせください。

浅岡 正道

という職業は、日本独特の名称ですが、同様の仕事例えは許認可業務などはどの国にもあるのです。



グローバル時代の行政書士
涉外行政書士の仕事

今日、私達の仕事は、役所に出す書類の作成だけではなく、成年後見や裁判外の紛争の解決（ADR）などとても多岐にわたっています。「行政書士」

「行政書士」の中には、私のように本来業務である権利義務や事実証明のいわば国際版と言えるものを扱う者がいます。「涉外行政書士」とも呼ばれています。涉外とは国際と言い替えても良いでしょう。平成二十五年の八月に行政書士法の英文が公表されましたが、行政書士の仕事は、実に重要な広い範囲が含まれていて、外国人が読めば誰でも法律家だと理解するわけです。国際契約書、民事涉外法律文書、証明文書などを作成できると規定されているのですが、国際契約書一つをとっても色々なものがあるのです。

外国人問題」というと、入国や在留に関連する手続業務が多いようと思えますが、日本の入管手続と関係のない事案も増えています。どんな仕事かと言ふと、高齢化あるいは死亡した外国人の相続や遺言、またゆとりがある外国人による不動産取引（日本・海外）、横須賀に多い軍人や民間外国人との結婚・離婚やその法律文書の作成、国際的な養子縁組や認知、親子関係、更是私の親しい税金に詳しい行政書士などは国際的な租税の案件を多く扱っていますし、国籍・帰化や難民案件もあります。最近増えているのが外国人

「涉外行政書士」は、外国人が関係する家族法や相続法などの民事涉外案件を扱っています。民事涉外案件は、まことにあります。しかし、日本の場合、法務の仕事は一元化されておらず、行政官庁の監督下にある点、米国などとは大きく違います。また、「行政書士」は、弁護士と違い市民の権利義務を守るというよりも、手続、サービス、利便性に重点が置かれていて、現在は訴訟を行うことができません。



**行政書士は、
暮しに役立つ書類の作成や
手続きをお手伝いする
国家資格者です。**

手続きやいざこざでお悩みのとき、そもそもどこに相談していいのやら、わからないのがむしろ当たり前ですね。そんなときでもどうぞ遠慮なく、我々にお尋ねください。

横須賀と三浦の行政書士は、総勢およそ120名。いつもそばにいて、皆様からのご相談をお待ちしております。

編集・発行

神奈川県行政書士会横須賀・三浦支部
代表☎080-5170-0468(支部長 井上昂)
ホームページ <http://yokosukamiura.client.jp/>
第30号 平成25年10月1日発行(年1回発行)

そして、国際的な渉外業務には、どこの法律を適用したらよいか、国によって法律や手続が違うのをどうやって解きほぐすかという国際私法という問題も関わってきます。渉外行政書士としては、制限のある仕事もありますが、益々こういう事案に対応して行くことが求められています。今、私は、なんとか渉外業務をこなしていくが、若い先生達がこの分野をもつと広げてくれるよう願うばかりです。

廣瀬
聖

による社会保険制度・年金問題です。国際的な遺体の処理・運搬に係る業務や外国人の貿易事業のお手伝い、翻訳などもあります。私も、マレーシアで行われた日本企業の裁判の法廷通訳を頼まれたことがあります。グローバル化に伴って様々な仕事を「海外行政書士」が扱っているのです。



神奈川県行政書士会 市民相談センター

開設日：毎週火曜日・水曜日 時間：午後1時～午後4時
TEL：045-228-8985

行政書士の業務に関する相談や、業務依頼などお電話にて承ります。
お気軽にご相談下さい。

編集後記

「はまゆう」は当支部の広報誌です。昭和六二年よりほぼ年一回のペースで、会員向けに発行していましたが、この三〇号から外部向けの読み物にリニューアルしました。
少しでも多くの皆様にお読みいただいて、行政書士が身近な相談相手であることを知つていただければ幸いです。

(編集部)

横須賀市・行政書士無料相談会のご案内

会場	相談日時	予約	所在地
横須賀市役所	第4木曜日 13時～16時	必要です 予約 TEL: 046-822-8114 当日12時30分～15時に市民相談室で整理券を配布致します	小川町11 (本庁舎)
追浜行政センター	第1火曜日 13時30分～16時30分	不要です	夏島町9 京急追浜駅徒歩12分
衣笠行政センター	第1火曜日 13時30分～16時30分	不要です	公郷町2-11 JR衣笠駅徒歩8分
久里浜行政センター	第1火曜日 13時30分～16時30分	不要です	久里浜6-14-2 京急久里浜駅徒歩10分
田浦行政センター	第2水曜日 13時30分～16時30分	不要です	船越町6-77 京急田浦駅徒歩5分
大津行政センター	第2水曜日 13時30分～16時30分	不要です	大津町3-18-13 京急大津駅徒歩1分
北下浦行政センター	第2水曜日 13時30分～16時30分	不要です	長沢2-7-7 京急長沢駅徒歩12分
逸見行政センター	第3木曜日 13時30分～16時30分	不要です	東逸見町2-29 京急逸見駅徒歩1分
浦賀行政センター	第3木曜日 13時30分～16時30分	不要です	浦賀5-1-2 京急浦賀駅徒歩7分
西行政センター	第3木曜日 13時30分～16時30分	不要です	長坂1-2-2 市民病院前バス停徒歩5分

※ご相談内容は、遺言・相続・成年後見・離婚・契約・内容証明・会社設立・NPO設立・建設業許可・産廃業許可・運送業許可などです。

※年末年始・祝祭日はお休みです。

※相談時間は1回30分程度、相談料は無料です。

※電話でのご相談は行っておりません。

※お問い合わせ先 横須賀市役所(市民生活課) TEL: 046-822-8114

